



広島県報

定期
第 83 号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置許可申請の概要	環境対策室	一
換地計画に伴う字の区域の変更	土地改良室	八
保安予定森林	治山室	九
公告		
軽油取引税の特約業者の指定の取消し	税務室	九
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	文化・県民協働室	九
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出(三件)	地域産業振興室	一〇
大規模小売店舗立地法の規定による市の意見の概要	"	二
広島県内水面漁場管理委員会指示に基づく水系の範囲	水産振興室	二
採石業務管理者試験の合格者	技術企画室	二
開発行為に関する工事の完了	建築指導室	二
土地改良区の役員の就任及び退任	芸北地域事務所	二
県営土地改良事業の換地処分	尾三地域事務所	三
公安委員会告示		
遊技機の型式の検定の告示		四
内水面漁場管理委員会指示		
コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するためのコイの持ち出し等の禁止及び放流等の制限		五

告示

広島県告示第九百三十五号
 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第四項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成十八年十一月二日

広島県知事 藤田雄山

一 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	大阪府堺市堺区鉄砲町一番地 ダイセル化学工業株式会社 代表取締役社長 小川大介
工場又は事業場の所在地及び名称	大竹市東栄二丁目一番四号 ダイセル化学工業株式会社大竹工場

二 申請の内容

三十三 イ 合成樹脂製造業の用に供する縮合反応施設を十六基、ロ 水洗施設を二基、ニ 静置分離器を二基、又 湿式集じん施設を六基、三十七 ロ その他の石油化学工業の用に供する分離施設を一基、タ 排ガス洗浄施設を一基設置する。

三十七 ロ 水洗施設四基、タ 廃ガス洗浄施設一基の使用方法を変更し、三十七 タ 排ガス洗浄施設十一基を廃止する。

また、第五排水処理施設、OCA沈降槽、第六排水処理施設リン処理設備及び第六排水処理施設凝集沈殿処理設備を設置し、第四排水処理施設、第一中和槽及び第二中和槽の使用方法を変更する。

1 特定施設の種類、能力及び使用の方法 (その一)

汚水等の排出先	使用の方法					工期等			能 力	種 類				
	排出される汚水等の汚染状態					使用時間 (使用の季節的変動)	使用開始 予定年月日	工事完成 予定年月日			工事着手 予定年月日			
	燃 含 有 量	窒 素 含 有 量	浮 遊 物 質 量	化学的 酸素 要求 量	水素イオン 濃度 (単位・ 水素指数)									
位・立方メートル) 排出される汚水等の一日当たりの量 (単	単位・ リットル につき グラム													
OCA沈降槽	○	洗浄時 一〇四	—	五	一、〇〇〇	二四〇	三	通常	二四時間連続使用 (なし)	完成後一日	工事着手後四二〇日	許可後直ちに (OCA 四一三) 許可後二四〇日 (OC A一三、一四、一 六)	六・五 ^m (容量)	三三三 一六基 OCA一 一六
			—	—	〇・二七	〇	〇・二四	六	最大	二四時間連続使用 (なし)	完成後一日	工事着手後四二〇日	許可後直ちに	一基あたり一日三三〇 ^m (排水量)
酢酸回収施設で処理	六六〇	六六〇	〇・一	〇・一	〇・二七	〇	〇・二四	通常	二四時間連続使用 (なし)	完成後一日	工事着手後四二〇日	許可後直ちに	一基あたり一日三三〇 ^m (排水量)	三三三 二基 OCA一 一七、一八
			〇・一	〇・一	〇・二七	〇	〇・二四	最大	二四時間連続使用 (なし)	完成後一日	工事着手後四二〇日	許可後直ちに	一基あたり一日三三〇 ^m (排水量)	三三三 二基 OCA一 一七、一八

(その二)

汚水等の排出先	使用の方法					工期等			能 力	種 類				
	排出される汚水等の汚染状態					使用時間 (使用の季節的変動)	使用開始 予定年月日	工事完成 予定年月日			工事着手 予定年月日			
	燃 含 有 量	窒 素 含 有 量	浮 遊 物 質 量	化学的 酸素 要求 量	水素イオン 濃度 (単位・ 水素指数)									
位・立方メートル) 排出される汚水等の一日当たりの量 (単	単位・ リットル につき グラム													
酢酸回収施設	二、六〇〇	二、六〇〇	四六	一八	二〇〇	四〇〇	二	通常	二四時間連続使用 (なし)	完成後一日	工事着手後四二〇日	許可後直ちに	〇・〇 ^m 処理	三三三 二基 静置分離基 OCA一 一九、二〇
			五二	四八	五〇〇	八四〇	二	最大	二四時間連続使用 (なし)	完成後一日	工事着手後四二〇日	許可後直ちに	〇・〇 ^m 処理	三三三 二基 静置分離基 OCA一 一九、二〇
OCA沈降槽	一一五・二	一一五・二	〇・一	〇・一	一、三〇〇	二四〇	六	通常	二四時間連続使用 (なし)	完成後一日	工事着手後四二〇日	許可後直ちに	〇・〇 ^m 処理	三三三 二基 湿式集じん OCA二 一、二四
			〇・五	〇・一	二、五〇〇	二八八	五	最大	二四時間連続使用 (なし)	完成後一日	工事着手後四二〇日	許可後直ちに	〇・〇 ^m 処理	三三三 二基 湿式集じん OCA二 一、二四

使用の方法	工 期 等	種 類	変 更 前			変 更 後			
			項目	通常	最大	項目	通常	最大	
室 素 含 有 量 化学的酸素要求量 単位・リットルにつき ミリグラム	使用開始予定年月日 工事完成予定年月日 工事着手予定年月日	三七一口分離施設	通常 五、六〇〇〇	最大 一〇、二〇一六	通常 三〇、二〇〇〇	最大 六三、〇〇〇〇	変更無し 五、〇〇〇〇	通常 一〇、〇〇〇〇	最大 一八、〇〇〇〇

(その五)

汚水等の排出先	使用の方法						工 期 等	能 力	種 類				
	排出される汚水等の汚染状態												
排出される汚水等の一日当たりの量(単位・立方メートル)	燃 含 有 量	室 素 含 有 量	浮 遊 物 質 量	化学的酸素要求量	水素イオン濃度(単位・水素指数)	項 目	使用時間間隔及び一日当たりの使用時間(使用の季節的変動)	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	許可後直ちに	一基あたり一日一、三 二四、八〇〇m ³ 処理	三三又 湿式集じん 施設 OCA 二五、二六
OCA沈降槽	二四〇	〇・一	〇・一	三〇〇	一九・二	通常 最大	二四時間連続使用 (なし)	完成後一日	工事着手後四二〇日	許可後直ちに	二四時間連続使用 (なし)	一基あたり一日一、三 二四、八〇〇m ³ 処理	三三又 湿式集じん 施設 OCA 二五、二六
第五排水処理施設	二四〇	〇・五	〇・一	五〇〇	二四	通常 最大	二四時間連続使用 (なし)	完成後一日	工事着手後四二〇日	許可後直ちに	二四時間連続使用 (なし)	一基あたり一日一、三 二四、八〇〇m ³ 処理	三七口 分離施設 OAR 一

(その三)

(その四)

汚水等の排出先	使用の方法						工 期 等	能 力	種 類				
	排出される汚水等の汚染状態												
排出される汚水等の一日当たりの量(単位・立方メートル)	燃 含 有 量	室 素 含 有 量	浮 遊 物 質 量	化学的酸素要求量	水素イオン濃度(単位・水素指数)	項 目	使用時間間隔及び一日当たりの使用時間(使用の季節的変動)	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	許可後直ちに	一日あたり九、六〇〇m ³ 処理	三七タ 塵カス洗浄施設 OAR 二
第五排水処理施設	一〇	〇・一	五	一〇	三・七	通常 最大	二四時間連続使用 (なし)	完成後一日	工事着手後四二〇日	許可後直ちに	二四時間連続使用 (なし)	一日あたり九、六〇〇m ³ 処理	三七タ 塵カス洗浄施設 OAR 二
第五排水処理施設	一〇	〇・五	二五	二〇	三	通常 最大	二四時間連続使用 (なし)	完成後一日	工事着手後四二〇日	許可後直ちに	二四時間連続使用 (なし)	一日あたり九、六〇〇m ³ 処理	三七タ 塵カス洗浄施設 OAR 二

使用の方法		工 期 等			種 類	変 更 前	変 更 後
燐 含 有 量	化学的酸素要求量	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日			
二二〇	一八〇	通 常	既 設	Z 施 三 一 設 七 タ 磨 ガ ス 洗 浄	変 更 前	変 更 後	
一、〇〇〇	一九八	最 大		同上			
七	一三〇	通 常	完成後直ちに	許可後直ちに			
一、〇〇〇	一、〇〇〇	最 大					

(その七)

使用の方法		工 期 等			種 類	変 更 前	変 更 後
燐 含 有 量	化学的酸素要求量	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日			
四二〇	七二	通 常	既 設	R 三 七 口 分 離 施 設	変 更 前	変 更 後	
四二〇	八七	最 大		同上			
四四四・八	二〇	通 常	完成後直ちに	許可後直ちに			
四四四・八	八七	最 大					
二二〇	三六〇・三	通 常	既 設	Z 三 七 口 分 離 施 設	変 更 前	変 更 後	
一、〇〇〇	五五四・三	最 大		同上			
七	一六〇	通 常	完成後直ちに	許可後直ちに			
一、〇〇〇	一、〇〇〇	最 大					

(その六)

(その八)

工 期 等			種 類	変 更 前	変 更 後
使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日			
			既 設	W 施 三 一 六、 二 四、 二 〇、 二 四	変 更 前
			許可後廃止	同上	変 更 後

汚水等の排出先	使用の方法						工 期 等	汚水等の処理施設											
	処理前		処理後		汚水等の汚染状態			汚水等の処理の方法	能力 (汚水処理)	主要寸法 (単位・メートル)	構造	型式	種類	名称					
	燃 含 有 量	窒 素 含 有 量	浮 遊 物 質 量	化学的酸素要求量	水素イオン濃度 (単位・水素指数)	項 目									使用時間 (使用の季節的変動)				
第二排水口	二、五三〇	四六	一八	一〇〇	七三九	四、五	二四時間連続使用 (なし)	完成後一日	着工後三六〇日	許可後直ちに	活性汚泥処理	1日当たり二、五三〇立方メートル処理	縦九・二×横一八×高さ六・三×六槽 直径十六・三×高さ四・八	鉄筋コンクリート製	鉄筋コンクリート製	活性汚泥処理	第五排水処理施設		
	二、五三〇	六〇	三三	一〇〇	八四二	四、五												最大	
	二、五三〇	四三	一七	一〇〇	一六三	七、八												通常	処理後
	二、五三〇	五八	三〇	一〇〇	二三九	七、八												最大	
	九七九・二	〇・一	〇・一	三〇〇	五一	五、六	二四時間連続使用 (なし)	完成後一日	着工後四二〇日	許可後直ちに	静置沈降	1日当たり九七九・二立方メートル処理	縦七・二×横一八×高さ三	鉄筋コンクリート製	鉄筋コンクリート製	沈殿処理	OCA沈降槽		
	九七九・二	〇・五	〇・一	五二〇	六四	五、六												最大	
	九七九・二	〇・一	〇・一	二〇〇	二〇	五、六												通常	処理後
	九七九・二	〇・五	〇・一	三五〇	二五	五、六												最大	

汚水等の排出先	使用の方法					工 期 等	汚水等の処理施設								
	処理前		処理後の汚水等の汚染状態				汚水等の処理の方法	能力 (汚水処理)	主要寸法 (単位・メートル)	構造	型式	種類	名称		
	燃 含 有 量	窒 素 含 有 量	浮 遊 物 質 量	化学的酸素要求量	水素イオン濃度 (単位・水素指数)									項 目	
第二排水口	四、七〇九・二	一三三	三三四	一九二	七〇八	完成後一日	着工後三六〇日	許可後直ちに	凝集沈殿処理	1日当たり四、七〇九立方メートル処理	反心槽縦四・六×横二・六×高さ三・八 凝集槽縦五・八×横四×高さ三・八 沈降槽直径一六・七×高さ三・八	鉄筋コンクリート製	鉄筋コンクリート製	分離槽	第六排水処理施設 りん処理設備
	四、七〇九・二	三三二	六一	三三〇	七〇八										
	四、七〇九・二	五・二	三三三	三三〇	五・八〇八・六										
	四、七〇九・二	二八・五	五九	三三〇	五・八〇八・六										
	一、四二〇・四	〇・一	—	二〇〇	三三四				凝集沈殿処理	1日当たり二、〇三二立方メートル処理	反心槽縦四×横二・六×高さ四・八 凝集槽縦四×横二・六×高さ四・八 沈降槽直径一二・三×高さ三	鉄筋コンクリート製	鉄筋コンクリート製	分離槽	第六排水処理施設 凝集沈殿処理設備
	二、〇二二	〇・一	—	二〇〇	三三四										
	一、四二〇・四	〇・一	〇・一	三三〇	五・八〇八・六										
	二、〇二二	〇・一	〇・一	三三〇	五・八〇八・六										

(その二)

使用の方法				工期等		
処理前処理後の汚水等の汚染状態				使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日
窒素含有量	化学的酸素要求量	項目				
		単位・リットルにつきグラム	目			
五三	一、〇二五	通	常	既設		
二三	一、四八四	最	大	変更前		
五三	一、〇二五	通	常	既設		
二三	一、四八四	最	大	変更前		
七六	八二二	通	常	完成後一日	着工後一日	許可後直ちに
一六九	一、一六六	最	大	変更後		
七六	八二二	通	常	既設		
一六九	一、一六六	最	大	変更前		

(その四) 第一中和槽

使用の方法				工期等		
処理前処理後の汚水等の汚染状態				使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日
汚水等の排出先	排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル)	燐含有量	窒素含有量			
				単位・リットルにつきグラム	目	
第二排水口	二、六五二・八	〇・六	二五五	二、〇〇四	通	常
	二、九〇七・五	三・〇	四六五	二、一八五	最	大
	二、六五二・八	〇・二	一〇二	二二四	通	常
	二、九〇七・五	一・二	一八六	三五九	最	大
第二排水口 (一部(二、二〇〇m ³)は第六排水処理施設(りん処理設備)で処理)	二、六五〇・四	〇・六	二三九	一、九九〇	通	常
	二、九〇五・一	三・一	四三六	二、一三九	最	大
	二、六五〇・四	〇・二	九六	二二三	通	常
	二、九〇五・一	一・二	一七四	三五三	最	大
				完成後一日	着工後一日	許可後直ちに
				変更後		

(その三) 第四排水処理施設

(その五) 第二中和槽

使用の方法 (排出される汚水等の一日当たりの量 単位・立方メートル)	処理前汚水等の汚染状態			項目	工期 使用開始予定年月日	等 工事完成予定年月日	工事着手予定年月日
	燃	窒	化				
	含	素	学				
	含有量	含有量	酸的酸素要求量				
	単位・リットルにつきグラム						
一、二九〇・五	二六	二九	七六	通常	既設		
一、三三七・八	二二七	三八	一〇一	最大			
一、二九〇・五	二六	二九	七六	通常			
一、三三七・八	二二七	三八	一〇一	最大			
一、四六一・九	五	二五	四六	通常	完成後一日	着工後一日	許可後直ちに
一、五三八・二	一一四	三六	一四六	最大			
一、四六一・九	五	二五	四六	通常			
一、五三八・二	一一四	三六	一四六	最大			

変更前

変更後

3 排水の汚染状態
変更なし

三 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間

平成十八年十一月二日から平成十八年十一月二十二日まで

2 縦覧場所

広島県環境部環境対策局環境対策室及び広島県広島地域事務所厚生環境局環境管理課
並びに大竹市環境整備課

広島県告示第九百三十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定によって、尾道市御調町徳永所在の次の表の上欄に掲げる字の区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨、尾道市長から届出があった。

なお、この字の区域の変更は、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七百七十九条の規定によって、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第四項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から効力を生ずる。

平成十八年十一月二日

広島県知事 藤田雄山

行年	百町	中連	石丸	字	上欄	下欄	
五四二の一部	五〇二の一部、五〇三の一部、五〇四の一部、五〇五の一部、五〇六の一部、五〇七の一部、五〇八の一部、五〇九の一部、五〇一〇の一部、五〇一〇の一部、五〇一一の一部、五〇一二の一部、五〇一三の一部、五〇一四の一部、五〇一五の一部、五〇一六の一部、五〇一七の一部、五〇一八の一部、五〇一九の一部、五〇二〇の一部、五〇二一の一部、五〇二二の一部、五〇二三の一部、五〇二四の一部、五〇二五の一部、五〇二六の一部、五〇二七の一部、五〇二八の一部、五〇二九の一部、五〇三〇の一部、五〇三一の一部、五〇三二の一部、五〇三三の一部、五〇三四の一部、五〇三五の一部、五〇三六の一部、五〇三七の一部、五〇三八の一部、五〇三九の一部、五〇四〇の一部、五〇四一の一部、五〇四二の一部、五〇四三の一部、五〇四四の一部、五〇四五の一部、五〇四六の一部、五〇四七の一部、五〇四八の一部、五〇四九の一部、五〇五〇の一部、五〇五一の一部、五〇五二の一部、五〇五三の一部、五〇五四の一部、五〇五五の一部、五〇五六の一部、五〇五七の一部、五〇五八の一部、五〇五九の一部、五〇六〇の一部、五〇六一の一部、五〇六二の一部、五〇六三の一部、五〇六四の一部、五〇六五の一部、五〇六六の一部、五〇六七の一部、五〇六八の一部、五〇六九の一部、五〇七〇の一部、五〇七一の一部、五〇七二の一部、五〇七三の一部、五〇七四の一部、五〇七五の一部、五〇七六の一部、五〇七七の一部、五〇七八の一部、五〇七九の一部、五〇八〇の一部、五〇八一の一部、五〇八二の一部、五〇八三の一部、五〇八四の一部、五〇八五の一部、五〇八六の一部、五〇八七の一部、五〇八八の一部、五〇八九の一部、五〇九〇の一部、五〇九一の一部、五〇九二の一部、五〇九三の一部、五〇九四の一部、五〇九五の一部、五〇九六の一部、五〇九七の一部、五〇九八の一部、五〇九九の一部、五〇一〇〇の一部	四〇八、四〇九の地先の水路である市有地の一部	三三四の一部、三三五の一部、三三六の一部、三三七の一部、三三八の一部、三三九の一部、三四〇の一部、三四一の一部、三四二の一部、三四三の一部、三四四の一部、三四五の一部、三四六の一部、三四七の一部、三四八の一部、三四九の一部、三五〇の一部、三五一の一部、三五二の一部、三五三の一部、三五四の一部、三五五の一部、三五六の一部、三五七の一部、三五八の一部、三五九の一部、三六〇の一部、三六一の一部、三六二の一部、三六三の一部、三六四の一部、三六五の一部、三六六の一部、三六七の一部、三六八の一部、三六九の一部、三七〇の一部、三七一の一部、三七二の一部、三七三の一部、三七四の一部、三七五の一部、三七六の一部、三七七の一部、三七八の一部、三七九の一部、三八〇の一部、三八一の一部、三八二の一部、三八三の一部、三八四の一部、三八五の一部、三八六の一部、三八七の一部、三八八の一部、三八九の一部、三九〇の一部、三九一の一部、三九二の一部、三九三の一部、三九四の一部、三九五の一部、三九六の一部、三九七の一部、三九八の一部、三九九の一部、四〇〇の一部、四〇一の一部、四〇二の一部、四〇三の一部、四〇四の一部、四〇五の一部、四〇六の一部、四〇七の一部、四〇八の一部、四〇九の一部、四一〇の一部、四一一の一部、四一二の一部、四一三の一部、四一四の一部、四一五の一部、四一六の一部、四一七の一部、四一八の一部、四一九の一部、四二〇の一部、四二一の一部、四二二の一部、四二三の一部、四二四の一部、四二五の一部、四二六の一部、四二七の一部、四二八の一部、四二九の一部、四三〇の一部、四三一の一部、四三二の一部、四三三の一部、四三四の一部、四三五の一部、四三六の一部、四三七の一部、四三八の一部、四三九の一部、四四〇の一部、四四一の一部、四四二の一部、四四三の一部、四四四の一部、四四五の一部、四四六の一部、四四七の一部、四四八の一部、四四九の一部、四五〇の一部、四五一の一部、四五二の一部、四五三の一部、四五四の一部、四五五の一部、四五六の一部、四五七の一部、四五八の一部、四五九の一部、四六〇の一部、四六一の一部、四六二の一部、四六三の一部、四六四の一部、四六五の一部、四六六の一部、四六七の一部、四六八の一部、四六九の一部、四七〇の一部、四七一の一部、四七二の一部、四七三の一部、四七四の一部、四七五の一部、四七六の一部、四七七の一部、四七八の一部、四七九の一部、四八〇の一部、四八一の一部、四八二の一部、四八三の一部、四八四の一部、四八五の一部、四八六の一部、四八七の一部、四八八の一部、四八九の一部、四九〇の一部、四九一の一部、四九二の一部、四九三の一部、四九四の一部、四九五の一部、四九六の一部、四九七の一部、四九八の一部、四九九の一部、五〇〇の一部	字行年五四二の一部に隣接する道路である市有地の一部	字行年五四二の一部に隣接する道路である市有地の一部	地番	石丸

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人やまなみ大学地域自立支援センター	代表者の氏名 三村 明	主たる事務所の所在地 広島県安芸高田市美土里町本郷五九三六番地一	定款に記載された目的 この法人は、中国山地地域の豊かな自然や歴史などの地域資源を活用して都市住民との交流を促進するやまなみ大学の推進、中山間地域の人材育成、まちづくりに関する企画・コンサルタント、各種相談業務などを通じて、中山間地域の活性化に寄与することを目的とする。	定款変更の内容 ・特定非営利活動に係る事業の変更及びその他の事業の廃止	申請のあった年月日 平成一八年一〇月一九日
---	----------------	-------------------------------------	---	--	--------------------------

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。

平成十八年十一月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称

ブラッセみやうち

2 所在地

廿日市市宮内字国広四四二 一 外

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社スーパーフじおか 代表取締役 藤岡 良郎
住所 廿日市市宮内工業団地一番七号

(変更後) 名称 株式会社スーパーフじおか 代表取締役 藤岡 芳郎
住所 廿日市市四季が丘六丁目一五番

三 変更の日

平成十八年九月一日

四 変更する理由

大規模小売店舗において小売業を行う法人の住所変更のため

五 届出年月日

平成十八年十月十二日

六 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)

廿日市市商工観光課(廿日市市下平良一丁目一番一号)

2 縦覧期間

平成十八年十一月二日から平成十九年三月二日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

七 意見書の提出

法第八条第二項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年三月二日

2 提出先

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室

3 提出先

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室

4 提出先

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室

5 提出先

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室

6 提出先

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室

7 提出先

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室

8 提出先

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室

9 提出先

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室

10 提出先

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室

11 提出先

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室

12 提出先

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室

13 提出先

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室

14 提出先

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室

平成十八年九月一日
変更する理由

四 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の住所変更のため
五 届出年月日
平成十八年十月十二日

六 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
1 縦覧場所
広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室（広島市中区基町一〇番五二号）
廿日市市商工観光課（廿日市市下平良二丁目一番一号）

2 縦覧期間
平成十八年十一月二日から平成十九年三月二日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯
午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

七 意見書の提出
法第八条第二項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

1 提出期限
平成十九年三月二日

2 提出先
広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。
平成十八年十一月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
1 名称
ピユアークック青葉台店

2 所在地
廿日市市宮島口上二丁目七四番三六六外

二 変更した事項

1 大規模小売店舗の所在地
（変更前） 佐伯郡大野町宮島口上二丁目七四番三六六外
（変更後） 廿日市市宮島口上二丁目七四番三六六外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前） 氏名 野地 弘
住所 佐伯郡大野町一九一九
氏名 野地 智恵子
住所 佐伯郡大野町一九一九
（変更後） 氏名 野地 弘
住所 廿日市市大野一九一九
氏名 野地 智恵子
住所 廿日市市大野一九一九

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前） 名称 株式会社スーパードル
住所 廿日市市宮内工業団地一番七号
（変更後） 名称 株式会社スーパードル
住所 廿日市市四季が丘六丁目一五番

三 変更の日

1 大規模小売店舗の所在地
平成十七年十一月三日

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成十七年十一月三日

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成十八年九月一日

四 変更する理由

1 市町村合併による所在地の表示変更のため
2 市町村合併による住所の表示変更のため
3 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所変更のため

五 届出年月日
平成十八年十月十二日

六 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室（広島市中区基町一〇番五二号）

廿日市市商工観光課（廿日市市下平良一丁目一番一号）

2 縦覧期間

平成十八年十一月二日から平成十九年三月二日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

七 意見書の提出

法第八条第二項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年三月二日

2 提出先

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定によって、大規模小売店舗の所在地の属する市から意見が提出された。

平成十八年十一月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称

ヤマダ電機テックランド福山店

2 所在地

福山市明神町二丁目九八番外

二 提出された意見の概要

なし

三 提出された意見の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室（広島市中区基町一番五二号）

福山市経済環境局経済部商工課（福山市東桜町三番五号）

2 縦覧期間

平成十八年十一月二日から平成十八年十二月四日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

平成十八年広島県内水面漁場管理委員会指示第一号（コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するためのコイの持ち出し等の禁止及び放流等の制限）に基づき、広島県知事が公表することとされている水系の範囲は、次のとおりとする。

平成十八年十一月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 芦田川水系（八田原ダムから上流、御調ダムから上流、服部大池から上流及び瀬戸池から上流を除く。）

二 黒瀬川水系

平成十八年十月十三日に実施した採石業務管理者試験の合格者は、次のとおりである。

平成十八年十一月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

田村 義孝

後藤 敏紀

蔵重 昌直

福田 健一

藤井 昇

橋本 幸昌

土居 伸明

藤原 敬士

宮森 正治

飛騨 和洋

野村 直

末清 孝行

柿原 雄希

英賀谷 豊

高橋 邦宏

寺岡 英明

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によって、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成十八年十一月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

廿日市市地御前五丁目三一八番七の一、三一八番七二から三一八番八五まで

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

庄原市西本町二丁目一八番八号

鮮コーポレーション株式会社

代表取締役 西田 昌史

向原町土地改良区から次の役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成十八年十一月二日

広島県芸北地域事務所長 森 下 幾 三

職 名	氏 名		住 所
	職 名	氏 名	
監 事	金川 未夫	安芸高田市向原町坂三六三七・一	
	田村 勝	安芸高田市向原町長田三九一三	
	粟田 祐三	安芸高田市向原町坂四六一二	
	望月 桂	安芸高田市向原町有留三四八	
	清水 博義	安芸高田市向原町戸島三九二七・一	
	竹田 賢	安芸高田市向原町坂一七五二	
	見代 久義	安芸高田市向原町戸島三八三一	
	政岡 明信	安芸高田市向原町坂九〇六・二	
	小野 満直	安芸高田市向原町坂二五五七	
	有岡 照雄	安芸高田市向原町長田四一一二	
	藤川 久則	安芸高田市向原町坂三〇三四	
	土岡 萌	安芸高田市向原町保垣一九七八	
	立石 勝弘	安芸高田市向原町戸島三〇九八	
	生木 春來	安芸高田市向原町保垣二一一	
	有木 涉	安芸高田市向原町坂六三四〇	
古門 利三	安芸高田市向原町坂二六六九		
重廣 竹二	安芸高田市向原町坂七九五・一		
新谷 昭三	安芸高田市向原町戸島二八二〇		
白鷺 明歳	安芸高田市向原町坂四〇一三		
谷本 千晴	安芸高田市向原町保垣二二七九		
濱田 實郎	安芸高田市向原町戸島三八八七		
山崎 正登	安芸高田市向原町坂九〇七・三		

(退任役員)

(就任役員)

職 名	氏 名		住 所
	職 名	氏 名	
監 事	金川 未夫	安芸高田市向原町坂三六三七・一	
	田村 勝	安芸高田市向原町長田三九一三	
	粟田 祐三	安芸高田市向原町坂四六一二	
	望月 桂	安芸高田市向原町有留三四八	
	清水 博義	安芸高田市向原町戸島三九二七・一	
	竹田 賢	安芸高田市向原町坂一七五二	
	見代 久義	安芸高田市向原町戸島三八三一	
	正田 繁之	安芸高田市向原町坂一六〇七	
	有岡 照雄	安芸高田市向原町長田四一一二	
	藤川 久則	安芸高田市向原町坂三〇三四	
	土岡 萌	安芸高田市向原町保垣一九七八	
	立石 勝弘	安芸高田市向原町戸島三〇九八	
	生木 春來	安芸高田市向原町保垣二一一	
	有木 涉	安芸高田市向原町坂六三四〇	
	古門 利三	安芸高田市向原町坂二六六九	
重廣 竹二	安芸高田市向原町坂七九五・一		
新谷 昭三	安芸高田市向原町戸島二八二〇		
白鷺 明歳	安芸高田市向原町坂四〇一三		
谷本 千晴	安芸高田市向原町保垣二二七九		
政岡 明信	安芸高田市向原町坂九〇六・二		
濱田 實郎	安芸高田市向原町戸島三八八七		

尾道市御調町所在の御調河内地区(徳永工区) 県営土地改良事業(区画整理事業)の換地計画に基づいて、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第八十九条の二第九項の規定によって、平成十八年十月十七日換地処分をした。

なお、この処分について不服がある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、この処分の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十八年十一月二日

広島県尾三地域事務所長 大 下 和 男

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第92号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成18年11月～日

広島県公安委員会
委員長 高 須 司 登

検 定 番 号	検定の有効 期間	遊技機の 種類	型 式 名	申 請 者 名 (住所)	製 造 業 者 名 (住所)
6P09888	告示の日 (平成18年 11月2日) から3年間	ぱちんこ遊 技機	C R A 俺 たち三羽 鴉 F K	株式会社 高尾 代表取締役 古屋市中川 区 太平通一丁目3番地	左 同
6P09666	同 上	同 上	C R A お おさか	株式会社ニューギン 代表取締役 新井 悠司 (愛知県名古屋市中村 区 烏森町三丁目56番地)	左 同
6P0997	同 上	同 上	Aおさか なちゅー	同 上	左 同
6P0870	同 上	同 上	C R A 俺 たち三羽 鴉の世界紀 行 M F -	株式会社三共 毒島 秀行 代表取締役 群馬県桐生市境野町六 丁目460番地	左 同

6P08888	同 上	同 上	C R A 俺 たち三羽 鴉の世界紀 行 M R	同 上	左 同
6P0899	同 上	同 上	C R ずた ごら S T	エルホン工業株式会社 代表取締役 岸 勇夫 (愛知県春日井市桃山町 一丁目127番地)	左 同
6P0904	同 上	同 上	C R ずた ごら L N S	同 上	左 同
6P0932	同 上	同 上	C R ずた ごら F D	同 上	左 同
6P09694	同 上	同 上	C R 電撃 ゴラス D A	株式会社三洋物産 要求 代表取締役 金沢 千穂区 (愛知県名古屋市中村 区 今池三丁目9番21号)	左 同
6P0828	同 上	同 上	C R フラ ゴラス C A	同 上	左 同
6P0935	同 上	同 上	C R 清流 MH K	同 上	左 同
6S0568	同 上	同胴式遊技 機	P S アド リア王子 V B	同 上	左 同
6S0959	同 上	同 上	P S いく ぜ大工の D	同 上	左 同
6P0916	同 上	同 上	C R シフ コラス V W	サニー株式会社 本 通 代表取締役 片岡 三 丁目1番1号サンシャイ ン60)	左 同

6P0958	同上	同上	CRシー コアプル VW	同上	併 回
6P0882	同上	同上	CRシー コアプル VW	同上	併 回
6J0751	同上	じゃん球遊 技機	聖己中心 派	同上	併 回

内水面漁場管理委員会指示

広島県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

平成十八年十一月二日

広島県内水面漁場管理委員会

会長 後藤文好

一 指示の内容

1 持ち出し等の禁止

県内の公共用水面及びこれらと連接一体を成す水面において、コイ(マコイ及びニシキコイをいう。以下同じ。)がコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると認められた場合は、当該水系において採捕したコイを当該水系から持ち出してはならない。

ただし、公的機関が疾病検査等に供する場合については、この限りではない。

2 放流等の制限

(一) 広島県知事により公表された水系にコイを放流してはならない。

(二) 広島県知事により公表された水系以外の県内の公共用水面及びこれらと連接一体を成す水面にコイを放流する場合は、コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水系又は養殖場で、採捕され又は養殖されたコイではないこと及びPCR検査により、そのコイ群がコイヘルペスウイルス陰性であることを確認すること。

(三) 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれらと連接一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

二 指示の有効期間

平成十八年十一月四日から平成十九年十一月三日まで

三 当該水系の範囲

広島県知事が公表した範囲とする。